



日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想（9）：
鎮台体制の完成と出師準備管理体制の第一次的成立

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 芳信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005767

日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想（9）

— 鎮台体制の完成と出師準備管理体制の第一次的成立 —

遠 藤 芳 信

北海道教育大学函館校社会科教育研究室

Wartime Organization and Thought of the Mobilization Program before the Russo-Japanese War (9)

ENDO Yoshinobu

Department of Social Education, Hakodate Campus, Hokkaido University of Education

概 要

本研究は日露戦争（1904～1905年）に至るまでの日本陸軍の戦時編制の歴史的変遷と成立過程を明らかにしつつ、そこにおける動員計画思想を考察することを課題にしている。本稿は特に、1882年の軍備拡張方針決定のもとに軍隊編制改編がすすめられ、旅団・師団の常備兵備化と編成が目ざされるなかで、1885年の監軍本部条例と鎮台条例及び参謀本部条例の改正における出師準備・出師計画の職務・業務を中心に考察するものである。そして、さらに、1884年夏以降の出師準備管理体制の萌芽を経て、また、以上の監軍・鎮台・参謀本部の三つの官衙の整備をふまえて、1886年の鎮台出師準備書関係の仮制定や陸軍召集条例の制定等によって、最初の第一次的な出師準備管理体制が成立していくことを考察するものである。

20 1885年の監軍本部条例改正と鎮台条例改正及び参謀本部条例改正

（1）軍備拡張と軍隊編制改編 —— 旅団編制・師団編制の方針化進行 ——

1882年の軍備拡張方針決定のもとに、日本陸軍は兵備・兵力の拡大とともに軍隊編制改編をすすめ、旅団・師団の常備兵備化と編成を目ざし、特に、平時戦時混然一体化の鎮台体制を本然化・明確化させた⁽¹⁾。ここで、兵備・兵力の拡大の着手・進行においては、特に、歩兵は既設と新增設を含む合計24個連隊の配置・編成と12個歩兵旅団の新編成をめざし、1885年に各鎮台の常備歩兵2個連隊からなる歩兵旅団編制がとられた。その後、鎮台は1888年5月に師団司令部と改められ、東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本の各鎮台は順に第1から第6までの師団番号がつけられ、歩兵の新增設連隊は同年12月までに各3個大隊を充実させ、連隊として完成した。以上の新增設歩兵連隊の配置・編成に向けた大隊・中隊の兵員充実の年次進行と旅団編制・師団編制の方針化進行は下記の通りである（「歩兵第〇〇連隊」は編成着手、「歩兵第〇〇連隊」

は編成完成を表示)。

歩兵連隊増設年次進行と旅団編制・師団編制の方針化進行

	1884年	1885年(旅団編制)	1886年	1887年	1888年(師団編制)
東	歩兵第1連隊				第
京	歩兵第2連隊				1
鎮	歩兵第3連隊				師
台	<u>歩兵第15連隊</u> 第1大隊	第2大隊の2個中隊	第2大隊の2個中隊	<u>歩兵第15連隊</u> 第3大隊	団
仙	歩兵第4連隊				第
台	歩兵第5連隊				2
鎮	<u>歩兵第16連隊(3個大隊)</u>				師
台		<u>歩兵第17連隊</u> 第1大隊	第2大隊	<u>歩兵第17連隊</u> 第3大隊	団
名	歩兵第6連隊				第
古	歩兵第7連隊				3
屋	<u>歩兵第18連隊(3個大隊)</u>				師
鎮		<u>歩兵第19連隊</u> 第1大隊	第2大隊	<u>歩兵第19連隊</u> 第3大隊	団
台					
大	歩兵第8連隊				第
阪	歩兵第9連隊				4
鎮	歩兵第10連隊				師
台	<u>歩兵第20連隊</u> 第1大隊	第2大隊の2個中隊	第2大隊の2個中隊	<u>歩兵第20連隊</u> 第3大隊	団
広	歩兵第11連隊				第
島	歩兵第12連隊				5
鎮	<u>歩兵第21連隊</u> 第1大隊		第2大隊の2個中隊	第2大隊の2個中隊	<u>歩兵第21連隊</u> 第3大隊 師
台	<u>歩兵第22連隊</u> 第1大隊		第2大隊の2個中隊	第2大隊の2個中隊	<u>歩兵第22連隊</u> 第3大隊 団
熊	歩兵第13連隊				第
本	歩兵第14連隊				6
鎮	<u>歩兵第23連隊</u> 第1大隊		第2大隊の2個中隊	第2大隊の2個中隊	<u>歩兵第23連隊</u> 第3大隊 師
台	<u>歩兵第24連隊</u> 第1大隊		第2大隊の2個中隊	第2大隊の2個中隊	<u>歩兵第24連隊</u> 第3大隊 団

さて、以上の軍備拡張のもとに、1885年5月に監軍本部条例と鎮台条例等が改正され、さらに同年7月に参謀本部条例が改正された。これらにより、軍備拡張下の旅団編制・師団編制の軍隊編制改編に対応した軍団統轄と職制及び職務権限の関係が規定され、参謀本部内の出師計画に関する業務管掌局が明確化された。本稿では出師準備・出師計画と鎮台等官職の定員・人員管理を中心に考察しよう。

（2）1885年監軍本部条例改正と出師準備

まず、陸軍卿大山巖と参謀本部長山県有朋は1885年3月（日付欠）に監軍本部条例改正を上奏した。大山陸軍卿らの監軍本部条例改正案は、①全国6個軍管を東部監軍部（第1，2軍管を管轄，当分の間第7軍管を所轄）・中部監軍部（第3，4軍管を管轄）・西部監軍部（第5，6軍管）の三つの監軍部に統轄させ、各監軍部には監軍（大中将1名）を置き、天皇直隸のもとに「管下ノ軍令出師ノ準備軍隊ノ検閲」を管掌させる（第1，2条），②有事に際して、監軍は軍団長の職につき、管下の常備2個師団を統率する第3条），③「凡ソ事軍令ニ係リ裁可ヲ受クヘキモノハ監軍之ヲ陸軍卿ニ移牒シ親裁ノ軍令ハ陸軍卿之ヲ監軍ニ伝宣シ監軍之ヲ管下ニ告達スルモノトス」（第4条）と、陸軍卿による監軍への軍令内容の「伝宣」手続きを起案した。

ここで、第一に、監軍は、有事・戦時には、軍備拡張による新設の常備2個師団から編成される軍団の司令官＝軍団長につくとされたように、従来の師団よりも上級の軍団を統率することになり、その補職資格も大将又は中將になった（1878年監軍本部条例における監軍部長の補職資格は中將）。ここで、監軍は第4条によって、自己が意図する軍令内容については陸軍卿を通して天皇裁可を上奏してもらい、天皇裁可の軍令内容は陸軍卿の伝宣後に執行・告達すると規定されたことが重要である。つまり、軍令内容に関する陸軍卿の上奏手続きが含まれたことになった。陸軍卿の軍令内容関与は、1878年参謀本部設置による軍令内容（参謀本部の管轄権）と軍行政内容（陸軍省の管轄権）との管轄権分離の「陸軍軍制の基本とした軍事二元組織を案すもの」⁽²⁾という指摘もあるが、当時、法令条文上の「軍事二元組織」やいわゆる「兵政分離」が厳密に執行・機能していない状況を示している。すなわち、第4条は、官制に関する法令条文上の規定としては誤りであることは明確であろう。しかし、そもそも、1878年参謀本部設置によって完璧・厳密な「軍事二元組織」が成立したと見るべきでなく、当時の陸軍軍制の基本としての軍隊編制にかかわる平時と戦時の未分化体制があり、平時官衙の参謀本部（の基幹部）が戦時にただちに「戦時大本营」的機関に転化・スライドしていく場合の⁽³⁾、陸軍卿の軍令内容関与に関する積極的役割を反映したものとして見るべきである。

第二に、第2条に規定されたように「出師ノ準備」の職務が重視されたことである。「出師ノ準備」「出師準備」とは軍隊現場の戦時編制を実現する動員計画である。また、1878年監軍本部条例では出師（動員）関係では「出師人員簿」の調製が主とされていたが、本改正案では監軍は鎮台司令官に「出師要品実査報告」を提出させ、「出師準備ノ計画書ヲ作り之ヲ陸軍卿ニ移牒シ出師ノ事務ヲシテ渋滞ナカラシム」とか、「管下出師準備整頓ノ責ニ当ルヲ以テ平素査実ヲ遂ケ鎮台司令官ヲ督責シ欠乏ノ料品ハ予メ之ヲ陸軍卿ニ請求スヘシ」と具体的な職務内容が明示され、検閲においても「出師準備ノ整否ヲ点検ス」と規定された（第5，6，10条）。以上の出師準備に関する監軍の職務規定の規定は、1884年仮制定の鎮台出師準備書にもとづく動員計画の策定と管理を基本にした出師準備管理体制の萌芽に対応するものである⁽⁴⁾。

以上の監軍本部条例改正の上奏は裁可され、3月17日の閣議で報告・了承され、約2ヶ月後の5月18日に太政官から監軍本部に達せられた。ここで、約2ヶ月後の太政官達になったのは、下記の鎮台条例改正と一体化して施行されるものだったからである。ただし、監軍部条例として達せられた。なお、太政官から5月21日に陸軍省と各監軍部に、東部・中部・西部の各監軍の欠員中は特別に陸軍卿が同事務を執行することが達せられた。これは、陸軍省側の発案（各監軍が人選されるまでの措置）と考えられるが⁽⁵⁾、裁可手続き上は5月20日の内閣書記官からの起案と太政大臣による了承・上奏を経て措置されたことになっている。

（3）1885年鎮台条例改正 —— 鎮台体制の完成と出師準備 ——

監軍本部条例改正が3月17日の閣議で報告・了承された後、大山巖陸軍卿は同3月31日付で太政大臣に鎮台条例改正を上申した。鎮台は、1873年徴兵令制定前後から兵力行使を基本にして、地方行政官や司法機関と連携した地方鎮圧の総合的な軍事統轄の司令部や機関として成立してきた。大山陸軍卿の上申は、軍備拡

張方針化後の軍管師管疆域改正や歩兵旅団設置等によって、鎮台の職制・職務権限等を改正する必要があると述べている。大山陸軍卿が上申した鎮台条例改正案（全35条）は、第1章が「総則」、第2章が「鎮台司令官ノ本務権限」、第3章が「営所司令官ノ本務権限」から構成され、その重要条項等は下記の通りである。

第一に、鎮台体制下の拡張した兵力・兵備及び人員等に関する認識・管理の問題がある。従来、1879年鎮台条例のもとでは、陸軍境域区域としての軍管（全国で計7軍管、ただし第7軍管は未定。1軍管は2師管からなり、全国で計12師管）における兵備と諸兵配備や鎮台配置による軍事統轄区域等は、それぞれ個別に制定・規定されていた。たとえば、①軍管と鎮台・師管・営所・分営及び同管轄下の地理的区域としての国・郡・区を表示した1884年1月太政官達第13号の「七軍管疆域表」、②軍管・師管毎の常備軍（戦列隊、補充隊）と後備軍の兵備を表示した1884年5月陸軍省達乙第35号の「七軍管兵備表」、③軍管と歩兵旅団（本部）・歩兵連隊（屯営）及び騎兵・砲兵・工兵・輜重兵の屯営を表示した1884年5月陸軍省達乙第36号の「諸兵配備表」である。これに対して、大山陸軍卿上申の鎮台条例改正案は、①②③の3表を条例の付表として合体させた（順に第1表、第2表、第3表）。これによって、鎮台・営所・分営は明確に軍管・師管という陸軍境域を統轄する官衙・機関としての性格をもった。また、②の「七軍管兵備表」と③の「諸兵配備表」は陸軍省部内の達から太政官レベルの法令格式として格上げされるとともに、軍管配備の兵力に対応した鎮台の職制・職務権限が明示される条例の枠組みになった。すなわち、1882年軍備拡張方針化のもとで軍隊編制改編が進行し、鎮台体制の完成を示す鎮台条例改正案が起案されたことになった。そして、鎮台は、軍隊現場の部隊でなく、名実ともに軍管境域の「鎮台司令部」という軍事統轄の官衙・機関を意味することになった。

第二に、以上の鎮台体制の完成は鎮台条例改正案第1、2条における鎮台の設置目的として規定された。すなわち、まず、「各軍管ニ鎮台ヲ置キ各師管ニ営所ヲ置キ以テ府県ト相對峙シ其管内ノ靜謐ヲ保護シ併テ守備ノ計画軍隊ノ管轄壯丁ノ徵募ヲ掌トラシム」（第1条）と規定された。ここで、鎮台とその下部の営所の官衙・機関が「府県」と相對峙するというときの「府県」は、地理的範囲（エリア）としての府県行政区域ではなく、行政機関としての府県を指し、「軍隊ノ管轄」の「軍隊」とは第2条で規定された常備軍後備軍の現場における軍隊を指している。また、「壯丁ノ徵募」云々も、1879年鎮台条例では第48、49条の鎮台司令官の職務との関係で規定されていたのに対して、本改正案では鎮台全体の職制上の目的として規定され、鎮台体制における徴兵事務の重視が強調されることになった。次に、第2条で「各軍管ニ常備後備ノ二軍ヲ置キ其常備兵ヲシテ鎮台営所分営及ヒ要塞ニ屯駐セシム」と規定され、各軍管には第1条の鎮台（「鎮台司令部」）とともに常備軍後備軍の軍隊（現場の軍隊）を置くという条文構成になった。そして、その上で各種の常備兵を鎮台・営所・分営・要塞（要塞砲兵隊は未編成）の所在地に駐屯させることを明確化したのである。つまり、鎮台条例改正案は職制上で各軍管に鎮台と常備後備の両軍隊を別個性格のものとして置くという論理である。

第三に、鎮台には司令官（鎮台司令官）すなわち師団長（中少将1名）を置き、鎮台司令官は軍管内の軍令内容と軍政を監督・管理し、出師・戦時に際して所管監軍=軍団長のもとに師団を編成すると起案された（第3、5条、他第8条）。これは上記の監軍部条例に対応し、従前の鎮台司令官の補職資格が少将で旅団長になるのに対して格上げされることになった。さらに、鎮台司令官の職務権限としては「出師ノ準備」が強調され（第7条）、監軍部条例に対応して、「出師ノ準備ハ成規ニ從ヒ計画ニ基ツキ名簿ノ点竄人馬召集ノ手順ヨリ武器彈藥被服陣具糧秣材料ノ運輸貯藏ノ方法ニ至ルマテ平時ニ在テ常ニ各主務官ヲ戒飭シー令ノ下神速ニ師団ヲ發シ後備軍ヲ挙クルニ於テ違算ナカラシム可シ」（第17条）と、出師準備の具体的な管理の強化が起案された。なお、戦時の出役時の鎮台司令官不在の場合は新たに鎮台司令官を置くとされた。

第四に、鎮台司令官は軍管内の「草賊」に対する府知事県令からの出兵請求に対しては監軍に急報し、その事情が「測リ難キ時ハ其地方府県知事県令ト議シ參謀官ヲ派シ」（第10、11条）云々とか、地方動静に関

する事件については府知事県令から「詳細ノ報告ヲ受クルノ権」を有する（第25条）と起案された。これは従前と同様に地方官との連繫を規定したものだが、特に地方行政官と「議」することの踏襲（従前は「相議シ」）は注目してよい。つまり、出兵が求められるような緊急情勢に対する地方行政官との協議が重視され、鎮台が引き続き地方鎮圧の総合的な軍事統轄の司令部や機関としての性格をもったことを意味している。ただし、軍管内の「草賊」に対する府知事県令による緊急出兵請求の場合における鎮台司令官の「時宜衆寡ヲ量リ兵ヲ出ス事ヲ許ス」という従前の規定は起案されなかった。条文上は府知事県令による緊急出兵請求については監軍への急報や申報を重視したが、注(5)の〈補注〉のように陸軍卿への直報とされた。

第五に、営所には司令官1名が置かれ、当該地所在の旅団長をしてその職務をとらせ、営所司令官の下に次官、副官等を置くとされた。つまり、鎮台司令官と師団長との併職関係とは異なり（鎮台司令官が師団長になる）、旅団長の補職が先行したことになる。また、営所司令官=旅団長の戦時の出役による不在時には次官が営所司令官の代理になるとされた。すなわち、従来、営所には歩兵連隊等が置かれたが、軍隊編制改編によって歩兵旅団が置かれることになり、旅団長が営所司令官を併職することになった。つまり、営所は鎮台体制下で、師管境域における「営所司令部」を意味する軍事統轄の官衙・機関になった。なお、営所司令官の職務として出師準備が重視され、「常ニ人馬召集物品徴発運輸等ノ方法ヲ整ヘ又予備兵後備兵ニ支給ス可キ武器弾薬被服陣具器具材料等ヲ備ヘ各主務官ヲシテ其貯蔵保存ノ事ヲ担任セシム」（第33条）と起案された。

大山陸軍卿上申の鎮台条例改正案は参事院の審査で一部条文の修正等が加えられたが、4月22日の閣議了承（回議）と5月2日の大臣・参議からの上奏を経て、5月18日に裁可が陸軍省司法省府県に達された。

（4）鎮台・近衛の官職定員表示と歩兵旅団編成——諸隊人員の官職定員から編制定員への移行——

以上のように鎮台体制が完成されるなかで、鎮台及び近衛の軍隊現場の定員・人員に関する新たな管理が進められた。すなわち、大山巖陸軍卿と山県有朋参謀本部長は連署で1885年5月（日付欠）に、近衛条例・近衛職官定員表・鎮台職官定員表・営所職官定員表の改正と旅団条例の制定の允裁を仰ぐとして上奏した⁽⁶⁾。これらの上奏が裁可されるや否や大山陸軍卿は陸軍省近衛局を「近衛」と改称することを6月3日に太政大臣に上申した。そして、同6月3日に内閣書記官による近衛等への達文起案が太政大臣によって了承され（「近衛」改称の了承も含む）、近衛条例改正については翌4日に太政官から近衛に達せられた。以上の陸軍卿と参謀本部長の上奏を経て改正・制定されたもので注目されるのは鎮台・営所と近衛の官職定員表示である。

第一に、鎮台職官定員表と営所職官定員表は6月3日に陸軍省達乙第70号をもって、鎮台及営所職官定員表としてまとめて制定されたことが達せられた。同時に1875年10月陸軍省達第70号の「六管鎮台職官表」が廃止された。1875年の「六管鎮台職官表」は第1軍管から第6軍管までの各軍管下の鎮台における、諸隊人員（鎮台・営所に置かれる各種軍隊毎の人員）、将官並幕僚参謀科、派出監督課、司契課、糧食薪炭課、被服陣営課、病院、病院課、裁判官、会議附属、囚獄課、武庫主管、の官職人員（完成人員）を詳細に表示したものである。そして、諸隊人員には、卒（合計30,720人、1875年6月の陸軍省達布第169号の「六管鎮台兵額表」にもとづく歩兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵の兵卒人員合計）と上長官（佐官）・士官・下士の総計37,812人が表示されていた。もともと、1875年の「六管鎮台職官表」は前年2月創定の「鎮台職官表」を改訂したものであるが、諸隊人員という軍隊現場の各種軍隊人員も平時の官職や機関・機構の延長上の組織構成人員として認識あるいは管理されていたことを意味している。つまり、そこでは諸隊人員も行政機関を構成する官職の性格をもつものとして認識・管理されていたとみてよい。一般に軍隊は官僚機構の変種とみなすことができるという基準に立てば、諸隊人員が平時の官職・機関・機構と同種のものとして認識・管理されてしかるべきである。あるいは、他方では、1875年の「六管鎮台職官表」は、各軍管下の諸隊人員の編制表と、各鎮台の司令部を構成する職官の編制表（いわば「鎮台司令部編制表」）とを合体させたものとみ

なすこともできる。しかるに、1885年6月の鎮台職官定員表は、1875年の「六管鎮台職官表」に表示された諸隊人員を削除し、各鎮台の司令部を構成するところの、司令官、幕僚（参謀部、副官部）、伴属（武庫主管、営舎主管、調馬主管）、会計部、軍医部、獣医部、後備軍司令部、衛戍司令本部、軍法会議、監獄署、の官職定員（完成定員総計278名）のみを表示した。これは、1875年以降の新設・整備の諸官職・機関の官職定員を規定したものであるが、削除された諸隊人員の巨細に関する認識・管理は、上記の鎮台条例附表の「七軍管兵備表」（第2表）と「諸兵配備表」（第3表）及び1884年改正の「歩兵一連隊編制表」や「砲兵一連隊編制表」等に依拠することになったとみるべきだろう。このことは、諸隊人員は官職上の定員・人員の認識・管理から離れる兆しをあらわしつつ、編制上の定員・人員から認識・管理されるものという思想が強くなったことを意味する。つまり、諸隊人員は戦列隊と称された兵力行使現場密着の軍隊編制上の定員・人員から固有に認識・管理されることを意味した。他方、各鎮台の司令部を構成する官職の定員表のみを表示した1885年の鎮台職官定員表自体は、官衙或いは官衙の延長の機関としての官職定員表を表示・標榜しつつも、軍制技術や編制技術を内包・表示した編制表としての意味も残存させているとみなしてよいだろう。これが鎮台及び後述の営所と近衛の職官定員表も含めて、陸軍卿と参謀本部長の連署にもとづく上奏手続によって裁可・制定された理由であり、後の1890年陸軍定員令制定の前史・前例として注目すべきであろう。

第二に、上記の6月3日陸軍省達乙第70号の鎮台及営所職官定員表は営所の官職定員を規定している。それによれば、営所は、本部（司令官は少将1名、次官、副官、書記）、伴属（武庫主管、営舎主管）、会計部、病院、後備軍司令部（次官が併職）、衛戍司令本部、軍法会議、監獄署の官職定員から構成され、完成定員総計は60名である。これによって、1877年1月陸軍省達乙第23号の師管営所官員条例が廃止された。師管営所官員条例は、師管内営所に歩兵1個連隊をおくことによって「管内ヲ鎮圧シ方面ノ草賊ニ備ヘシムルヲ正則トス」るために、師管営所に司令官、参謀科佐官1名・同副官1名、書記下士2名を置くことを規定したものである（鎮台下の師管営所の事務は鎮台が管理する）。したがって、従前と比較して、下記のように旅団も置かれた営所の司令部体制は官職増置も含めて拡大強化された。

第三に、同日に陸軍省達乙第71号によって旅団条例の制定が達された。旅団条例は旅団長以下職員の平時における職掌権限を規定したものである。それによれば、旅団の職員は旅団長（少将1名）、参謀（大尉1名）、伝令使（中尉又は少尉1名）、書記（下士3名）である。したがって、旅団条例は平時の「旅団司令部条例」を意味しているとみてよい。旅団長は、営所司令官併職の旅団長と近衛の旅団長の二種類である。旅団長の職掌権限は、「部下ノ指揮節度ヲ掌リ軍紀訓練保育ヲ董督ス」（第4条）とされている。ここで「節度」とは命令実施系統を指すものである。その他に旅団長の職務には、賞罰・黜陟・転換等の執行、各連隊の武器被服陣具等の整否の監査、衛生・給養の注意、軍紀訓練保育の検査（春秋の2回）、諸報告等が規定された。なお、旅団関係の会計・給養は近衛（旧陸軍省近衛局）又は鎮台もしくは営所の会計部で管掌するとされた。

第四に、近衛の既設の歩兵連隊2個も旅団に編成されることになった。すなわち、近衛の既設の歩兵第1歩兵連隊と第2歩兵連隊でもって1885年7月に歩兵第1旅団を編成し、1887年4月には新增設の歩兵連隊2個をもって歩兵第2旅団を編成（完成）する計画であった⁽⁷⁾。本計画にもとづき1885年5月20日陸軍省達乙第60号によって「近衛兵備表」の制定が達された。これによれば、近衛の兵備は、歩兵については、常備軍として戦列隊（第1旅団、第2旅団）・補充隊（2個大隊）、後備軍として2個連隊が置かれることになった。さらに、同年6月4日に近衛条例が改正されるとともに、翌5日に陸軍省達乙第73号をもって「近衛職官定員表」の制定が達された。「近衛職官定員表」は、近衛の諸隊人員（歩兵連隊等毎の人員）を含めて規定した1875年5月の「近衛職官表」を廃止し、近衛都督（大将又は中将1名）・幕僚・伴属（武庫主管、営舎主管）等の合計54名の官職定員を規定したもので、近衛の現場団隊の司令統轄を意味する「近衛司令部」の官職定員表である。なお、近衛条例における近衛都督の職務（第3条）は、鎮台司令官の軍令内容と軍政

に関する職務にはほぼ近く、また、「出師ノ準備」（第8条）が新設された。

かくして、鎮台及び近衛の諸隊人員が官職定員から離れて編制上の定員として認識・管理されるに至り、鎮台と近衛の官職定員・人員自体も編制上の定員・人員として認識・管理されることは必至になったとみてよい。このことは、特に鎮台は一般の行政機関に並ぶ官衙・機関から軍隊の編制上の組織（師団）へと急速に編成替えされていくことも意味した。さらに、特に将校（士官）に対する人員管理としての補充・進級・職課・懲罰等の新たなシステムを成立させるが、これらの考察には別稿が用意されなければならない。

（5）1885年参謀本部条例改正と出師計画主管局の設置

1885年7月（日付欠）の陸軍卿と参謀本部長の参謀本部条例改正の上奏が裁可され、同7月22日に参謀本部条例改正（全30条）が達された。本改正は、従来の参謀本部長の職務・権限等の基本をほぼ踏襲した（第5条は「凡ソ軍中ノ機務戦略上ノ動静進軍駐軍転軍ノ令行軍路程ノ規運輸ノ方法軍隊ノ発差等其軍令ニ関スル者ハ専ラ本部長ノ管知スル所ニシテ」云々と規定）。しかし、参謀本部の内部機構を大幅に改組し、従前の管東局と管西局を廃止し（総務課と1882年設置の海防局は残る）、新たに第一局（「出師ニ係ル計画団隊ノ編制布置及軍隊教育ニ関スル演習等」の事項を調査規画する、局長は参謀大佐1名）と第二局（外国の兵制地理政誌及び運輸の便否方法、全国の地理政誌を調査し、また、関係諸条規を調査する、局長は参謀大佐1名）を置くとして規定された。本改組は、第一に、監軍部体制（管東局は東部監軍部と、管西局は中部監軍部及び西部監軍部と通報し、各監軍は軍令内容を執行し、有事・戦時には監軍は軍団長になる）を平時を中心にして実質的に骨抜きにした。そもそも、参謀本部内の管東局と管西局及び各監軍部は、全国6個軍管内兵力に対する地理的区分による平時の監視・統轄機能が強かった。本改正は地理的区分を基準にした内部機構を不用としたのであろう。また、上記の1885年5月の監軍部条例施行において、監軍を欠員とし、陸軍卿が同事務を執行した理由もそこにあろう。第二に、参謀本部の内部機構として、「出師ニ係ル計画」等の主管職務を前面に出した第一局が置かれたことの意味は多大である。ここで、「出師ニ係ル計画」（出師計画）とは、軍隊現場の出師準備の基本を含めて、戦略・作戦・用兵等の視点も考慮した出師（動員）全体の計画を意味する。また、同年7月（日付欠）規定の参謀本部第一第二局服務概則は、第一局の事務分担として、第一課（出師計画）、第二課（団隊編制布置）、第三課（軍隊教育演習参謀旅行）の三課を置いた（各課長は参謀中佐1名）⁽⁸⁾。つまり、第一局内の三つの課の事務管掌関係は、参謀本部の筆頭的事務管掌としての出師計画を中心に据え（第一課）、出師計画実現にかかわる兵力の編成・配置を調査し（第二課）、出師計画と戦時兵力行使を目標・基準にした平時の軍隊教育（演習、参謀旅行を含む）のありかたを調査する（第三課）、という論理関係を成立させたのである。

以上の1885年参謀本部条例改正により、参謀本部においても出師計画を主管職務とする専門的な局・課が置かれたことは、下記のような出師準備管理体制の第一次的な成立をさらに推進させたとみてよい。

21 出師準備管理体制の第一次的成立

1885年5月の監軍体制を含む鎮台体制の完成と同年7月の参謀本部における出師計画を管掌する第一局の設置をふまえて成立したのが、1886年からの出師準備管理体制であった。出師準備管理体制とは、鎮台出師準備書（その嚆矢が1884年仮制定の鎮台出師準備書）や諸規則の制定・試行及び各鎮台の出師準備策定と関係諸文書の調製等の管理を基本にして、諸官衙の設置・編制・職務や会計経理業務・兵站構築計画等及び陸軍検閲や地方自治体の召集・徴発業務等を含め、陸軍全体の出師準備を緊密・有効的に推進させる管理体制である。そして、この出師準備管理体制こそが戦時兵力行使の構造的な計画・構築の基盤とされた。

(1) 出師準備管理体制の萌芽

出師準備管理体制の萌芽時期は、参謀本部起案の1884年8月の鎮台出師準備書及び鎮台出師準備書附録の仮制定を基本とする軍備拡張期の1884年夏とみてよい（注(1)の拙稿参照）。その後、1884年12月末の朝鮮国における甲申京城事件により拍車がかかった。まず、1885年1月に「出師準備書 工兵之部」が仮制定され（陸軍省工兵局起案～後述）、2月13日に陸軍卿から各鎮台司令官に達された。それによれば、鎮台下の営所・分営への召集人員は勉めて営内に収容させるが、狹隘の場合には天幕・仮廠舎を設置し、あるいは「民屋寺院等ヲ使用スルハ便宜処置スヘシ」⁽⁹⁾という規定をはじめとして、工兵大（中）隊における中隊付属諸器具の送付準備、工兵方面における諸器具の充足と指定地輸送、歩兵隊銃兵作業器具の輸送準備、旅団工兵部長における工兵銃兵器具の照査と輸送準備、等が規定された。次に、同1885年1月に軍団・師団・旅団の輜重部の編制・職務の規定を中心にした戦時編制概則中改正がなされ、また、同年1月に戦時砲兵部服務規則他15件の戦時諸規則が制定された⁽¹⁰⁾。出師準備管理体制の萌芽で注目すべきは輜重・運輸・運搬体制の強化とその教育体制等の整備である。すなわち、1885年3月に陸軍省に輜重局が設置され、同年12月3日に陸軍省達甲第47号によって輜重輸卒概則改正が達され、同年12月23日陸軍省達乙第163号によって「平時輜重兵大隊編制表」の制定が達され、翌1886年1月4日陸軍省達乙第2号によって輜重兵卒及輸卒教育仮規則の制定が達された。特に輜重輸卒（以下、輸卒）はほぼ戦時又は事変に対応した輜重業務に従事し、現役は1年で、在営期限は4ヶ月とされた。1885年輜重輸卒概則改正においては、輸卒は輜重兵隊に入営して教育を受け、「組長」（下士にほぼ相当）に適任と認められた者は退営時に「組長適任証書」を付与されることになった。輸卒の現役人員は各軍管で360名とされ（各軍管に輜重兵大隊1個を置く）、1885年「平時輜重兵大隊編制表」に輸卒360名（2個中隊編制）が規定された。そして、陸軍大臣から各鎮台司令官宛に1885年12月25日付で「十九年四月編制替各鎮台輜重兵中隊人員馬匹表」「十九年四月編制替各鎮台輜重兵隊表」の内決が通知され、翌1886年3月19日に東京鎮台他5鎮台の各輜重兵隊を輜重兵大隊に編成することが達された（東京鎮台は既設の輜重兵第1小隊を輜重兵第1大隊第1中隊と称し、仙台・名古屋・大阪・広島・熊本の各鎮台の輜重兵大隊の隊号には第2大隊、第3大隊――と順に通し番号が付される）。

さらに、翌1886年1月4日陸軍省達乙第1号によって戦時編制概則改正が達された⁽¹¹⁾。これは1882年戦時編制概則の基本を崩していないが、特に、①戦時における混成旅団の編制（おおむね、歩兵2個連隊・騎兵1個連隊・砲兵1個大隊・工兵1個中隊・輜重兵1個中隊及び参謀部・砲兵部・工兵部・会計部・輜重部・軍医部等を附属）を規定したが、戦時における旅団の編制と職務の規定を省略し、②「軍団本営人馬員数表」の輜重部の運輸掛において輜重輸卒（以下輸卒）503名を増員し、「師団本営人馬員数表」の軍医部の小繙帶所（1個大隊につき1ヶ所設置）に看護卒480名を増員したことが特徴である。

その他、官衙・職務関係では、①1886年3月陸軍省達第13号近衛鎮台監督部条例並附録制定により管轄内の会計経理の監督・監視・管理の事務として「会計ニ係ル出師準備ノ件」（監督部）や、「出師準備ニ係ル費額調」（計算課）、「戦用炊爨具取調」「戦時糧食品試験ノ件」（糧食課）、「被服ニ係ル出師準備ノ件」（被服課）が規定され、②同陸軍省達第15号糧倉条例制定により平時軍隊の糧食調弁及び「戦時準備ノ糧食品ヲ貯蔵スル」糧倉が置かれ、戦時関係では「戦時準備品ノ新陳交換」「戦時炊爨具予備品ノ管理」を事務とし、「戦時許多ノ玄米搗精ノ方法等予テ之ヲ計画シ且戦時糧食品輸送ノ便法ヲ研究予定スヘシ」と規定され、③同陸軍省達第16号被服廠条例制定により平時軍隊の被服調弁及び「戦時予備地質ヲ貯蔵スル」被服廠が置かれ、④同陸軍省令乙第16号陸軍軍医官職務章程制定により近衛鎮台の軍医長の職務として「常ニ出師ニ係ル軍医部ノ人員並ニ材料ノ準備ヲ整理スヘシ」（第3条）と規定され、しだいに出師準備管理体制が成立していく。

(2) 出師年度の新設定

さて、出師準備管理体制で重要なのは、出師準備の調査に関する期月の設定である。まず、参謀本部長代

理川上操六は大山巖陸軍卿に1885年10月12日付で「出師年度ヲ改定スルノ儀」を協議した⁽¹²⁾。1884年仮制定の鎮台出師準備書における出師準備調査の期日は毎年5月1日と11月1日の2回であった。これに対して、参謀本部起案・協議の「出師年度ヲ改定スルノ儀」は、①毎年2回の調査において差異があるのは、生兵（新兵）の卒業者数と卒業期日に応じた戦時定員対応の予備兵等による充足員数と充足日数の増減発生だけであり、戦列隊・補充隊（1885年鎮台条例附表の「七軍管兵備表」）とともに充足人員数総体の増減に対しては無関係であり、毎年2回の調査は不要である（参謀本部の調査・計画においても支障なし）、②新兵入営開始日及び各役満期兵転籍期日の4月20日を調査期日とすることは、入隊予定数と新兵入営期限日の5月20日までの入隊人員実数との差異が発生するという弊害があり、他方、5月20日以降を期日とする場合には次年度までの間に現役兵が予備役兵に、予備役兵が後備役兵に転籍する者の数値処理（全国軍隊の3分の1）の煩雑さがあるという弊害があるが、前者の弊害は後者の弊害に対して少ないと判断して、4月20日から翌年4月19日までを出師年度に設定する、と述べた。また、調査書類の提出期日については、当該年度開始月の若干月前に当該年度開始月の事件を「予算上ニ調査シ且ツ之ヲ其年度前ニ結了セサルヘカラス」と述べ、陸軍省から鎮台に対する出師準備書の調製・提出の下達期日を毎年12月1日とし、調査書類の参謀本部到達期限日を翌年3月31日までと起案した。以上の出師年度の新設定は、1887年度から新たに開始される会計法上の年度設定（毎年4月1日から翌年3月31日までを当該年の年度とする）にほぼ対応し、およそ予算調査上においても便宜性があるとみられていた。

陸軍卿大山巖は同年12月7日付で同意を参謀本部に回答した。そして、翌1886年1月22日付で各鎮台司令官宛に「出師年度ヲ定ムルノ趣旨」を送付し、毎年4月20日より翌年4月19日に至る1周年をもって「出師年度」とし、その準備調査の期日は毎年度1回の4月20日とすることを内達した⁽¹³⁾。

（3）1886年度鎮台出師準備書の仮制定

陸軍大臣大山巖は以上の出師年度新設定にもとづき、2月3日付で各鎮台司令官宛に「自明治十九年四月二十日至同二十年四月十九日 鎮台出師準備書」（本稿では1886年度鎮台出師準備書と記載）及び「自明治十九年四月二十日至同二十年四月十九日 鎮台出師準備書附録」（本稿では1886年度鎮台出師準備書附録と記載、以上仮制定）を送付し、これらにもとづいて出師準備に関する調査と整理の実施を達した。まず、1886年度鎮台出師準備書は本文冒頭で出師準備を下記のように定義している⁽¹⁴⁾。

「出師準備トハ有事ノ日ニ当リ各鎮台若クハ一部ノ諸兵ヲ召集シテ戦列諸隊ヲ充足シ補充隊ヲ設備シ団隊ヲ編成集合シテ之ヲ出戦セシメ又後備役諸兵ヲ召集シテ出戦軍ノ後援若クハ地方ノ警備ニ充ツル等ノ諸動作ヲシテ神速且ツ嚴肅ナラシメンカ為メ平時ニ於テ予メ之カ準備ヲナスヲ謂フ」

以上の1886年度鎮台出師準備書における出師準備の定義は、1884年の鎮台出師準備書の旅団編成を重点にした定義に比べて⁽¹⁵⁾、平時における準備・計画を明確化したものであり、定義としては整備されている。

次に、1886年度鎮台出師準備書における出師準備の手続きには、第一に「充員ノ令」への対応がある（第1章）。本令発令によって監軍は鎮台司令官に召集令を管内に布達させ、諸兵を集合させて戦列諸隊を戦時定員に充足し、補充隊を編成することである。召集地は歩兵科の軀員（予備役の将校・下士）と兵員と歩兵連隊関係諸卒歩兵連隊所在地とし、その他兵科と諸隊等はすべて鎮台下に召集するとされた。第二に師団及び軍団の編成と集中の発令に対する対応がある（第2～5章）。すなわち、監軍は、①師団編成の下令によって鎮台司令官に師団を編成させ（同時に師団本営諸官、分属させる伝令騎兵及び憲兵、留後鎮台諸官〈出戦後の留守鎮台諸官〉等の充足の発令がある）、②師団集合の下令によって師団長に管下の団隊を集合させるとした。さらに、監軍は、①軍団編成の発令によって管下の2個師団を合わせて軍団を編成し（同時に軍団本営諸官、分属させる伝令騎兵憲兵軍楽隊及び軍用電信隊の充足の発令がある、ただし、分属の諸隊は集合地又は集中地で附属させることがある）、②軍団の司令官としての軍団長に就任し、軍団集合の発令によ

て管下の団隊を集合せるとされた。以上の師団及び軍団の編成・集合・集中において注目すべきは集中（本文は「聚中」）への対応である。すなわち、1886年度鎮台出師準備書の「聚中」は、たとえば、「師団ヲシテ出征セシムルニ至レハ聚中地ヲ下令ス」（第3章第1款、軍団の「聚中」は第5章第1款）とされ、出征を目的にして師団又は軍団を当該発進地に集中させることであった。その場合、師団と軍団は「聚中ニ方リ之ニ要スル船舶ハ別命ヲ以テ予メ搭船場ニ艤整セシム」（第3章第1款、第5章第1款）とされ、師団と軍団の「聚中」は船舶使用の出征が想定・計画されていることが重要である。つまり、出征・出征はほぼ海外での兵力行使を想定・計画し、さらに乗船・出船の準備・整備の視点も規定していることが特質である。第三に後備役諸兵の召集、後備軍旅団の編成及び集合の発令への対応があるが、ほぼ1884年鎮台出師準備書を踏襲した（第6～8章）。

ところで、1886年度鎮台出師準備書附録は1884年鎮台出師準備書附録と同様に、各鎮台の出師準備のために平時に調査すべき諸件と諸表（1886年度鎮台出師準備書における「予備役諸兵到着日数人員表」、「戦列諸隊戦時定員充足表」、「補充隊編隊表」、「後備役諸兵到着日数人員表」、「後備軍諸兵編隊表」、「予備役駆員到着日数名簿」、「後備軍駆員到着日数名簿」、「諸兵集合日数表」）の調製の内容・方法、当該鎮台の出師準備書及び諸表の報告・提出手続きを規定したが、特に記載事項が詳細になった表もあり、各表「備考」欄の記載要領を詳細に指示したことが特質である。そして特に重要なものが、後述の陸軍召集条例の充員召集手続きの基本にもなる「予備役諸兵到着日数人員表」と、師団集合のための「諸兵集合日数表」の調製である。

まず、「予備役諸兵到着日数人員表」は鎮台出師準備における予備役諸兵の召集布達と指定地到着に関する基本資料になるものである。すなわち、本表は、召集地区（師管、軍管に区分）と兵種及び戦列隊号をあらかじめ指定した上で、それぞれの戦列諸隊と戦時定員（連隊、大・中隊、隊属）を充足させるべき各予備役諸兵について、その到着地、召集すべき総員、召集発令当日から起算して3日までの到着人員、同第4日に到着人員、同第5日に到着人員、以下、その後の到着人員、戦時定員充足日数（生兵卒業前、生兵卒業後に区分）、到着人員の合計、の記載内容を規定したものである。本表の調製については、1886年度鎮台出師準備書附録は、「第何軍管何府県内召集布達兵丁到着日数表」（附録第1表）と「現役帰休（予備役）（後備役）何兵（諸雑卒）（諸職工）到着日数名簿」（附録第2表）にもとづき調製すべきことを規定している。この場合、前者の附録第1表は、府県内の郡区役所を単位・基準にした召集布達・兵員到着日数の記載表であるが、①鎮台より府県庁に到る里数（何里、以下同）、同布達時間（何時何分、以下同）、②府県庁より郡区役所に到る里数、同布達時間、③戸長役場所在地名、郡区役所より戸長役場に到る里数、同布達時間、④各町村名、戸長役場より各町村に布達時間、⑤各町村より各召集地（鎮台、営所、分営に区分）に到る里数と日数、⑥鎮台発令によって兵員が召集地（鎮台、営所、分営に区分）に到達する総日数、を記載することになっている。ここで附録第1表の「備考」は、①鎮台から府県庁に、府県庁から郡区役所への召集布達は（電信可能所在地の場合）平時における通信実験にもとづく時間を記載し、電信がない所在地には「飛信」を用いること（速度は1時間に1里半を基準）、②郡区役所から戸長役場に布達するには1戸長に1人の脚夫を発すること（速度は1時間に1里半を基準）、③戸長役場から各町村に居住する兵員に布達するには脚夫1名又は数名を同時に発し、2時間をもってすべて布達できるようにすること、④各町村の兵員は布達受領時から起算して24時間以内に「通行免状」と旅費を受け取り、24時間経過後に召集地に向けて発程すること、⑤各町村より召集地に到る日数は兵員1日（12時間）10里詰をもって歩行するものとして算出すること、⑥事務整理に要する滞費時間は府県庁・郡区役所・戸長役場ともに各2時間と定めること、⑦事務整理に要する時間は布達時間中に合算し、兵員出発までの猶予時間は召集地に到る日数中に加算すること、⑧召集事務はすべて昼夜を分けないこと、⑨すべて時間は分・時までを記載し、里数は丁数まで記載すること、と召集布達・兵員到着に関する地方行政機関の迅速・正確な事務処理と詳細な記載要領を指示した⁽¹⁶⁾。他方、後者の附録第2表

は、召集対象兵卒の到着日数名簿であるが、兵卒毎の住所・里数・到着地・到着日数・隊号・等級・姓名を記載し、さらに兵種毎及び徴兵年度毎に分けるとされた。その場合、①他軍管寄留者の到着日数は概算で記入し、②到着日数は附録第1表の総日数（⑥）を記入し、③輸卒で「組長適任証書」の所持者は等級の区画に「組長」の2字を書き、輜重輸卒教育の卒業者は入字を書き、④兵員及び雑卒で「下士適任証書」の所持者の姓名は朱書する、と指示した。つまり、「予備役諸兵到着日数人員表」の調製と実際の召集は、地方行政機関の迅速・正確な召集事務体制の成立・整備を求め、徴兵令上の軍隊教育の整備（「下士適任証書」等の付与）を随伴させることになった⁽¹⁷⁾。

次に、「諸兵集合日数表」（附録第5）は上記1886年鎮台出師準備書の第3章の師団集合の規定にかかわって、戦略目的に応じて必要な地点（集合地と聚中地）についてあらかじめ調製するものである。すなわち、軍管下の兵種隊号、屯营地、召集発令より戦時定員に充足するに至る日数、師団集合地、師団集合地に至る里数（水路、陸路）、同日数（急行の日時数、常行の日時数、汽車の日時数、汽船の日時数）、召集発令より師団集合地に至る総日数（急行の日時数、常行の日時数）、等を記載することになった。ここで、「急行」とは各兵が取るべき路線景況に応じて力の及ぶ限り急行し、「常行」とは通常の行軍法にもとづく日時数である。

（4）1886年「出師準備書 会計ノ部」の仮制定

1886年度鎮台出師準備書の仮制定にあわせて、陸軍大臣大山巖は同1886年2月23日付で各鎮台司令官に「出師準備書 会計ノ部」（陸軍省会計局起案～後述）の仮制定を達し、出師準備会計を調査・整理すべきことを指示した⁽¹⁸⁾。本書は鎮台出師準備書にもとづき団隊給養に関する諸件を平時に調査し、充員・師団編成・師団集合・軍団編成・軍団集合・後備兵召集・後備軍旅団編成・後備軍旅団集合の八つの発令に際して、瞬時に応用させるべき会計上の要点を示したものである（本文全8章）。

まず、本書で注目されるのは、①充員発令に際して、諸兵召集旅費及び糧食被服陣具その他需用物品を直ちに充備し、特に召集対象者に対する旅費は、召集発令とともに陸軍省から大蔵省に旅費金額繰替を達し、大蔵省から府県庁に、府県庁から郡区役所に、郡区役所は戸長役場を経て旅費を本人に交付する、②師団編成の発令に際して、師団に要する軍資金及び糧食被服陣具その他諸品はすべて3ヶ月間を一期として直ちに充備するために、あらかじめ、師団編成に関する諸費並びに集合費予算、精米食塩麴麦干草、道明寺糲食塩（予備食）、被服陣具、消耗品を調査しておく、③師団集合の発令に際して、準備の糧食被服陣具その他諸品を指定集合地に運搬するが、諸兵への予備食配与と隊属輜重による携行の他はすべて陸軍事務所に付して輸送させ、また、師団が集合地から聚中地に進発する場合は本営各部病院附隊属輜重及び諸縦列によって携行するものの他はすべて準備諸品を陸軍事務所に付して輸送させる、と規定したことである。特に、②は大量の準備を要し、一時に調達不可能の場合には徴発を実施し、下記の附表第7表にもとづき調査しておくことを規定した。なお、召集旅費繰替方針は後述の陸軍召集条例制定時に陸軍・大蔵・内務3省で合意された。

次に、本書には附表として、◎「現役帰休兵并予備役軀員予備役諸兵召集旅費金額表」（第1表）、「各兵下士以下被服定数表」（第2表甲号）、「輜重輸卒被服定数表」（第2表乙号）、「各兵隊被服準備現在差引表」（第2表丙号）、「補充隊下士以下被服定数表」（第3表甲号）、「補充隊下士以下被服準備現在差引表」（第3表乙号）、「補充隊陣具定数表」（第4表甲号）、「補充隊陣具準備現在差引表」（第4表乙号）、◎「師団編成諸費并予備役軀員同諸兵召集費予算表」（第5表甲号）、◎「師団諸費予算表」（第5表乙号）、◎「師団糧秣準備表」（第6表）、◎「何府（県）郡区米穀徴収日数表」（第7表）、「師団予備被服準備表」（第8表）、◎「師団被服準備現在差引表」（第9表）、「各兵隊陣具定数表」（第10表甲号）、「各兵隊陣具準備現在差引表」（第10表乙号）、「師団本営各部病院諸縦列並予備陣具定数表」（第11表甲号）、◎「師団陣具準備現在差引表」（第11表乙号）、「師団消耗品準備定数表」（第12表）、「師団糧秣并被服陣具荷物員数量目表」（第13表）、「後備軍被服定数表」（第14表甲号）、◎「後備軍被服準備現在差引表」（第14表乙表）、の詳細な諸表の調製様式と給養

物品等の定数表が収録されている（◎は遠藤）。これらの各表は出師準備を会計経理・予算化の手続き上で支えるものであり、特に◎印の表は鎮台司令官が毎年5月1日と11月1日現在調をもって陸軍大臣に報告することが指示された。特に、①「師団編成諸費并予備役駆員同諸兵召集費予算表」（第5表甲号）は、1876年2月の戦時費用区分概則の費用区分にほぼ対応し、②「師団糧秣準備表」（第6表）は、人員1名1日当たりの精米8合（常食2合、夜食2合）と、馬匹1頭1日当たりの干草（1貫500匁）を基準にして調製し（常糧品は90日分を準備）、③「何府（県）郡区米穀徴収日数表」（第7表）は精米・食塩・麴麦・干草の品目について、郡区毎に賦課数量、差出場所、布達時間、布達到着より24時間内調達高、全数調達日数、営業者より差出場への運搬時間、受取時間、差出場所より聚糧所への運搬時間、荷造時間、日数計を詳細に調査・記載することを指示した。

以上によって、特に大量の軍需品を地方行政機関（郡区役所）に賦課して徴発する手続きを規定し、軍事負担としての徴発体制が出師準備管理の基盤にすえられたことになった。

（5）1886年の「鎮台出師準備書 軍医之部」「鎮台出師準備書 工兵之部」「鎮台出師準備書草案 砲兵ノ部」の起草・起案・仮制定の手続き

上記の1885年参謀本部条例改正によって、陸軍における出師計画が官制上においても参謀本部の主管職務になった。ただし、この時点で陸軍のすべての鎮台出師準備書が参謀本部によって起草・起案されたのではない。各兵科等の鎮台出師準備書は陸軍省内の当該関係局によって調査・起草・起案されていたと考えてよい。たとえば、陸軍大臣大山巖は1886年3月29日付で参謀本部長に「鎮台出師準備書 軍医之部」の仮制定について協議した。本書は陸軍省軍医局の調査・起草と上申にもとづき参謀本部への協議に付されたが、参謀本部長熾仁親王は5月18日付で（4月15日付で陸軍省から協議された「鎮台出師準備書 工兵之部」も含めて）同意の回答を発した。そして、陸軍大臣は5月29日付で各鎮台司令官に「鎮台出師準備書 軍医之部」「鎮台出師準備書 工兵之部」にもとづき関係事項を調査・整理すべきことを達した⁽¹⁹⁾。

各兵科関係の鎮台出師準備書で陸軍省内の当該関係局による調査・起草のもとに起案され、参謀本部との協議を経て仮制定された過程を明確に示したものとして「明治19年鎮台出師準備書草案 砲兵ノ部」がある。本書は、陸軍省砲兵局長井上教道から「明治19年鎮台出師準備書草案 砲兵ノ部」が起草され、同年5月28日付で陸軍大臣に提出された⁽²⁰⁾。本草案は鎮台出師準備書中で兵器弾薬の授受整理の方法と種類員数を明示し、有事における迅速な処弁対応の準備要領を規定したものである。すなわち、第一に、充員発令により鎮台司令官は所要の兵器弾薬を各戦列隊と補充隊に配賦させ、砲兵部に附すべき兵器弾薬を迅速に整理させるが、その授受の手続きとしては、①鎮台武庫主官（砲兵科の大尉1名）は所定の員数定則表にもとづき各戦列隊及び補充隊に兵器弾薬を配賦し、予備として砲廠備付の弾薬を整理する、②平時に武庫に格納する兵器弾薬は戦時用に充てるものであるが、補足すべき物品は迅速に砲兵方面より受け取る、③営所武庫主官（砲兵科の中尉又は少尉1名）も①同様に取扱い、兵器弾薬の欠数は鎮台武庫より補足する、第二に、師団編成の発令により鎮台司令官は所要兵器弾薬を砲兵部に交付させ、師団とともに運搬する準備をさせる、第三に、師団集合の発令により師団長は砲兵部長に師団砲廠備付の諸兵器弾薬を指定地に運搬させる、等である。陸軍大臣大山巖は本草案を「不都合無之」として、翌29日付で参謀本部に通知した。これに対して参謀本部長熾仁親王は同年10月8日付で、特に上記第一の②の手続きについて、充員発令時に臨んで砲兵方面から物品を補足することは砲兵方面と遠隔の鎮台において出戦の機を失うので、平時から補足しておく精神をそなえてほしいという意見を出した。参謀本部の意見に対する陸軍省見解は不明であるが、陸軍大臣は上記のように「不都合無之」という認識・判断であり、かつ、砲兵方面が陸軍所属の全兵器弾薬等を砲兵工廠（東京、大阪）から受領することになっていた（1886年4月陸軍省令乙第44号砲兵方面条例）、補足物品を砲兵方面から受け取ることを規定したものと考えられる。

以上のように、鎮台出師準備書の本体的部分は参謀本部から起草・起案されたが、1886年戦時編制概則に規定された軍団本営や師団本営の砲兵部・工兵部・軍医部の立ち上げ関係の鎮台出師準備書は、陸軍省内の当該兵科等の関係局（会計局も含む）によって起草・起案されたとみてよい。1886年戦時編制概則における砲兵部・工兵部・軍医部等の立ち上げは補給・戦時補充等の兵站勤務体制にかかわるものが主であった。本研究でも縷々解明されていくが、その後、1890年代に至り、兵站勤務にかかわる組織・編制及び職務権限・業務内容等は大本営のもとに統括されるという調査・認識にもとづき、参謀本部が出師計画としての補給・戦時補充等を含む兵站勤務体制の調査・起草・起案の主導性行使するに至った。しかるに、当時の鎮台体制の完成のもとに、陸軍省が戦時の砲兵・工兵・病院の出師準備関係中の補給・戦時補充に関する技術的な細部の調査・立案の事務機能を確保・維持しているという認識と判断のもとに、陸軍省主導のもとに起草・起案・仮制定の手続きがとられたのであろう。それ故、逆に換言すれば、1878年参謀本部設置（独立）以降、上記の1885年参謀本部条例第5条に規定された参謀本部長の軍令内容に関する専管権限や、陸軍省と参謀本部と間の権限分担指針として合意されてきた「本省ト本部ト権限ノ大略」（1878年12月）及び陸軍省・海軍省と参謀本部との間の権限分担の内規として決定された「省部権限ノ大略」（1886年3月）における、陸軍省と参謀本部との間の職務分担指針の明確な判然化に至っていない状況が続いていたとみるべきであろう。

（6）「出師準備」用語の「動員計画」用語への改称問題

1885年参謀本部条例改正によって出師計画業務管掌局としての第一局が成立したが、参謀本部は自己の筆頭的事務管掌としての出師計画にかかわる基本的概念を調査していた。すなわち、「出師準備」の用語の適切性の検討であり、参謀本部長熾仁親王は1886年3月10日付で陸軍大臣宛に「出師準備」の用語を「動員計画」の用語に改称したいとして、意見書を添えて協議した。参謀本部の意見書内容の詳細は不明であるが、陸軍省回答（1886年3月24日陸軍省送乙第1410号）は不同意を表明した⁽²¹⁾。

すなわち、陸軍省は、①「出師準備」の用語は仏語の「モビリゼーション」の意義であるが、「小大普通ニ用ユルニハ妥当ノ訳字ニアラサル」ことは参謀本部意見書の通りである、②しかるに我が国の「出師準備」の名称は既に数年前より使用され、「仏国『モビリゼーション』ノ義即人馬材料ヲ挙テ平時ヨリ戦時ニ移ルノ動態」であることは陸軍内外においても了解され、その習慣が久しいので、名称を俄かに変換して新奇の文字を使用するならば、仮に穏当な訳語であってもその義を失し、誤解を生ずることは計りがたい、③仮に名称改正を必要とした場合でも、「計画等ノ字義亦極メテ適当トモ難申候」として、「寧ろ直チニ『モビリゼーション』ノ原語ヲ以テ出師準備ノ語ニ換用致シ方可然歟」と考えられるけれども、その義を誤ることも計りがたい、④したがって、訳語においては穏当でなくとも実際に支障がなければ、従前の慣用にしたがって、仏国の「モビリゼーション」は我が国においては「出師準備」と称するものとして「決定致置」き、今更特に改正しない方がよろしいとして、参謀本部の意見・協議に対してさらに再考を求める回答をまとめた。

参謀本部の「出師準備」「動員計画」の用語に関する意見・協議はやや厳密性に欠けるものがあった⁽²²⁾。ただし、すでに、①参謀本部内では、1880年12月28日付参謀本部副官心得歩兵少佐山内長人発鎮台参謀長宛の予備軍召集時の府県への発令と同兵入営までに要する日数調査の主旨は「向來諸兵動員之遅速」の資料収集にあるとする照会や、1881年11月8日付仙台鎮台参謀長歩兵中佐川上操六発参謀本部長宛の「動員表差出候ニ付申進」書等⁽²³⁾、においても引き続き「動員」用語が記載され、②兵事ジャーナルにおいては、戦時編制・出師準備にかかわって、プロイセン軍制等を参照して「動員」「戦時動員」等の用語・訳語が登場していた（「出戦軍ヲ設備スル法ヲ動員ト称シ」）⁽²⁴⁾。また、1887年の師団編制化に至り、軍隊現場（連隊等）では出師準備を目的にして「動員計画」を調査し、「動員計画書」を調製していたことは定期検閲報告書に記載されている⁽²⁵⁾。その後、本研究でも縷々解明されていくが、1893年戦時編制の制定を契機にして、陸軍では「出師準備」の用語にかかわって「動員」の用語が公式用語として採用されるに至った。

(7) 出師準備管理体制下の1886年陸軍召集条例制定

出師準備において最重要視されたのは、戦時における兵員の召集である。1875年11月制定の後備軍召集条例は、平時の復習のための後備兵召集を基本にしたもので、もちろん、上記1886年度鎮台出師準備書で規定された召集の基本に対応していなかった。その後、陸軍省は出師準備管理の一環として召集方法を調査し、同調査委員（歩兵中佐大久保春野と同馬場素彦）は1885年6月23日付で起草稿本と意見書を陸軍大臣に提出した。調査委員の起草稿本等の内容は不明であるが、同年7月にそのまま参謀本部への協議に付された。そして、参謀本部長熾仁親王は翌1886年1月19日付で意見を陸軍大臣に回答した。ただし、この前後において陸軍省官制の改革、諸官廨の組織変更等により、起草稿本に修正すべき事項も出てきた。そのため、陸軍省は1886年7月29日付でさらに修正したものを参謀本部に協議した。これに対して、参謀本部長熾仁親王は同年8月6日付で「実際出師ノ利害ニ就キ篤ト調査」した結果、全体として同意するという回答を陸軍大臣に発した⁽²⁶⁾。これにより、陸軍省は陸軍召集条例の制定・施行の準備をすすめ、同年10月9日陸軍省令甲第39号をもって制定し（全167条）、同施行期日は出師準備年度との関係で追って達するとした。

1886年陸軍召集条例は上記の1886年度鎮台出師準備書にもとづき「平戦両時ノ緩急」（1886年陸軍召集条例第1条）に即応する帰休兵と予備役後備軍軀員兵員の召集方法や手続きを規定したものである。召集は、充員召集、後備軍召集、近衛充員召集、近衛後備軍召集、演習召集、点呼召集の6種に区分されたが、特に地方自治体の事務手続きを詳細に規定した。陸軍召集に対する地方自治体の対応の概要はすでに解明されているが⁽²⁷⁾、召集旅費繰替方針については同年7月から10月にかけて陸軍・大蔵・内務三省の協議・合意が成立し、内務大臣から10月22日に北海道庁長官と府県知事に「郡区役所庁費金有合セ候節ハ一時繰替支払候様兼テ郡区長へ内諭致シ置カルヘシ」という訓令（訓第753号）が発された⁽²⁸⁾。なお、陸軍召集条例は参謀本部の1887年度の出師準備に対する要求もあり、同年12月28日陸軍省令第43号によって、翌1887年4月20日から施行されることになった。同時に1875年後備軍召集条例と1881年予備軍及後備軍編制条例は翌1887年4月20日より廃止されることになった。また、陸軍省は徴兵及び後備軍事務に関する調査・指示事項を打ち合わせるために、11月下旬から2週間にわたって後備軍司令官を陸軍省に招集した。そこでは、陸軍召集条例の範囲内で「地方官ト協議シ規定スル細務ノ条項」の指示も含まれ⁽²⁹⁾、出師準備・陸軍召集実施に対する戸長役場等に至るまでの末端地方行政機関の取込みと対応・準備の強化を進めた。さらに、参謀本部は出師準備・充員召集方法の試行や戦時の戦用品梱包及び輸送法の試験を開始した⁽³⁰⁾。

以上、軍備拡張下における軍隊編制改編と鎮台体制の完成を基盤にして、1885年の監軍部条例と鎮台条例の改正において監軍及び鎮台司令官の出師準備の職務権限が明確化され、参謀本部条例の改正において出師計画の主管局（参謀本部第一局）が成立した。これらの軍隊現場の兵力行使の司令系統を統轄する三つの官衙が出師準備管理を中心にして整備されたことの意義は大きい。さらに、以上の三つの官衙の整備により、出師年度の新設定と「出師準備」「動員計画」用語の検討、1886年度鎮台出師準備書（会計、工兵、砲兵、軍医関係も含む）における詳細な出師準備職務の規定化、出師準備即応の1886年陸軍召集条例制定によって末端地方自治体の取込みが開始されたことは、軍制史上は出師準備管理体制の第一次的成立と称してよい。

(注)

- (1) 拙稿「軍備拡張下の陸軍動員計画思想」北海道教育大学函館人文学会編『人文論究』第77号、2008年3月、参照。
- (2) 松下芳男『明治軍制史論』下巻、55頁、1956年、有斐閣。
- (3) 拙稿「日露戦争前の戦時編制と陸軍動員計画思想(4)―平時戦時混然一体化の参謀本部体制の成立―」北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）第56巻第2号、2006年2月。

(4) 注(1)の拙稿参照。

(5)(6) 国立公文書館所蔵『公文録』1885年5月6日、陸軍省第2件、第4件、所収。〈補注〉陸軍省は1885年5月の新たな監軍部条例と鎮台条例の成立後の5月29日付で各鎮台参謀長と参謀本部次副官宛に、①「監軍部条例中扱方心得」として、同条例第4条の軍令内容の演習行軍等の執行は、伺い（鎮台司令官→所管監軍部→陸軍卿に転送）→〈上奏〉裁可→下令（陸軍卿→所管監軍部→鎮台へ発送）とし、②「鎮台条例中取扱方心得」として、同条例第9、10、11、14、31条の監軍への「申報」「急報」を不用とし（陸軍卿に直報）、③監軍部条例第4条の軍令内容の「伝宣行下文格」として、「（上略）演習（或ハ行軍）施行可為致旨 御沙汰候事 陸軍卿伯爵姓名 其鎮台司令官爵姓名殿」を通牒した（防衛研究所図書館所蔵〈陸軍省大日記〉中『明治十八年自一月至十二月 大日記 太政官陸軍省来牒 参謀本部』参日第202号所収、上略は遠藤）。これにより、監軍の職務・権限が薄くなったが、いわゆる「奉勅伝宣」は「御沙汰書」の文書格式で整備・成立した。

(7) 防衛研究所図書館所蔵〈陸軍省大日記〉中『明治十八年 総務局日記』所収、陸軍省「近衛歩砲兵隊改正着手順序」（1884年5月）参照。

(8) 内閣記録局編『法規分類大全』第46、兵制門(2)陸海軍官制陸軍二、451頁、1977年、原書房復刻（原本は1890年）。

(9) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十八年 総務局日記』所収。

(10) 注(1)の拙稿参照。

(11) 司法省蔵版『類聚法規』第9編五、第19類、1887年、所収。

(12) 防衛研究所図書館所蔵・参謀本部編『参謀本部歴史草案〈資料七〜八〉』1884-1885年、所収。

(13)(14) 注(9)の『明治十八年 総務局日記』所収。なお、1886年11月30日勅令第73号によって徴兵令中改正の裁可が公布され、徴兵令にもとづく常備現役年期計算期日を入営年の12月1日から起算し、予備役・後備役年期計算期日を定例編入すべき年の12月1日から起算することになった（従来は4月20日から起算）。その理由としては、9月11日付の陸軍大臣・海軍大臣の内閣総理大臣宛の閣議請議書は、①毎年9月から翌年4月にかけて徴兵調査事務をしているが、特に身体検査・抽籤事務は沍寒のために事務が渋滞し、また防寒のために「巨多ノ費用」を要し、②5月から10月にかけて新兵を訓練しているが、「盛夏炎天」のもとで「何レノ地方ヲ問ハス一般ニ勞多クシテ却テ其効渺ナク」として、12月入営を適切とした（国立公文書館所蔵『公文類聚』第10編巻之六、兵制門五、第1件所収）。陸軍省起案の徴兵令中改正案に対する法制局の審査では、さらに、現行の4月20日から5月20日にかけての徴兵入営は「農業者ニ在テ最繁劇ノ時期」であることを指摘した。入営期限を12月にすることは、その後に確定された軍隊教育の「教育年」の第一期と第二期までの期間（翌年4月中旬まで、新兵の教育期間）における教育内容（野外勤務の訓練）をほぼこなせることに対応し、上記の出師準備上からも好都合とみられていた。また、閣議では、①警備隊を置く島嶼の壮丁は当該警備隊にすべて入営させるが、服役期間においては現役在营期間を1ヶ年以内として帰休させる、②文部大臣による官立府県立学校と同等の公立私立学校の認定を規定し、公立私立学校卒業者に徴兵猶予と1年志願兵出願の資格を付与することの増設が決定された。前者①は同年11月30日の対馬における警備隊設置（歩兵、砲兵）に対応し、後者の②は「有事ノ日ニ方リ士官下士欠員ノ憂ナカラシメン」とすることが法制局によって強調された。1886年度鎮台出師準備書附録における下士適任証書の資格者拡大に対応したものである。

(15) 注(1)の拙稿参照。

(16) 1886年度鎮台出師準備書附録の「附録第1表」の①における「飛信」とは、1874年9月太政官達第115号飛信送達規則及差出方心得によって規定され、太政官正院省使府（東京府を除く）県鎮台管所或いは一方出張の長官より互いに非常至急の信報を通ずる時にのみ用いる別段の急便である。内閣制度発足後には、通信省内信局長は1887年5月4日に各管理局長宛に、各地における1886年陸軍召集条例の実施に際して、各府県庁や郡区役所等は飛信を使用することがあるが、各郵便局に対してその取扱いの不都合がないようにあらかじめ諭示しておいてもらいたいと通達を發した（前掲『法規分類大全』第45、兵制門(1)兵制総、152頁、1977年、原書房復刻（原本は1890年））。

(17) 1885年4月陸軍省達第14号は、徴兵令第11条掲載の一ヶ年志願兵に対して、品行方正勤務勉勵で技芸が熟達して下士の任務に堪える者には満期・帰休の際に「下士適任証書」を付与すると規定した。

(18) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十九年自一月至二月 総務局綴』所収。「陸軍事務所」とは、1885年1月17日制定の陸軍省戦時事務規程によって、出師時に軍需供給・患者輸送・郵便等の業務を遂行するために運輸の便宜地に置かれることになったものである。注(1)の拙稿参照。

(19) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』乾、1886年5月総総第86号、1886年4月総工局第4号、所収。

(20) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』乾、1887年6月総砲局第128号所収。「武庫」とは近衛と鎮台・營所に備える兵器及び火薬庫を総称したもので、武庫主任は各兵需用の銃砲弾薬兵器の分配貯蔵を管掌する職務者である。「砲兵方面」とは陸軍所属の銃砲弾薬他兵器一切の貯蔵保存及び支給分配を管掌する官衙で、第一方面（第1〜3軍管、第7軍管を包括、本署は東京）と第二方面（第4〜6軍管を包括、本署は大阪）からなり、各方面の長官として砲兵方面提理（砲兵大中佐1名）を置いた。

- (21) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤，1886年3月総参第40号所収。
- (22) 「モビリゼーション」は、厳密には「動員計画」でなく「動員」を意味する。それを「動員計画」と称する場合にはさらに「プログラム」の用語を加える必要がある。他方、「出師準備」を「モビリゼーション」の意義とすることも厳密には正しくない。拙稿「1881年戦時編制概則の成立に関する考察」（北海道教育大学函館人文学会編『人文論究』第76号，16頁，2007年3月）で述べたように，参謀本部内では「モビリゼーション」は「出師」の用語で訳出されていた。「出師」に「準備」の用語を加えたことは（「出師準備」の用語成立），用語使用法として，①戦時の態勢実現に向かうための実際の準備，②そうした実際の準備をあらかじめ計画しておく，という二重の意味が混在していた。それが1884年からの鎮台出師準備書における「出師準備」の意味である。それ故，「出師準備」を後者②の意味として限定的に使用する場合には，厳密には「出師計画」「出師準備計画」の用語が正しい。ただし，この時点で陸軍省がなぜ「出師準備」の用語に固執したのか？という理由を考えなければならない。陸軍省としては，臨戦時のモビリゼーションに際しては，実際の即時的な準備・整備が最重要であると認識していたのであろう。他方，参謀本部としては，モビリゼーションに際しては，その場に及んで軍隊現場等が上級機関等に指示を求めることがないように，細部に関しても平時における緻密な計画化（プログラム化）が最重要であると認識していたものと考えられる。
- (23) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治十三年自九月至十二月 大日記 監軍部鎮台各局各官 及他向送達』第266，267件所収，同〈陸軍省大日記〉中『明治十四年十一月十二月 大日記 部内申牒六』参水第2225号所収。川上操六の申進書には「動員表」の目録（「仙台鎮台出師人員編表」「同附録」「仙台鎮台予備軍諸兵補充編成表」「予備後備兩軍駆員人員表」「明治三十四兩年予備軍召集處召比較便覧表」「第二軍管予備後備軍集合処一覧表」）が添付されている。
- (24) 『内外兵事新聞』第400号（1883年4月15日）「社説 軍隊編制改正ノ風説ヲ聞ク」（4-8頁），同第425号（1883年10月9日）「社説 出師ノ準備 前号ノ続キ」（1頁）。
- (25) 前掲〈陸軍省大日記〉中『明治二十一年編冊 各師団』所収「第一師団定期検閲報告」「第三師団定期検閲報告」「第五師団定期検閲報告」。
- (26) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』乾，1886年10月，総参第237号所収。1875年後備軍召集条例は平時復習のための召集を基本とし（戦時も同召集手続きに準拠する），所管鎮台司令官が当該府県に召集実施を通報し，府県知事が管下の同軍各兵に布達することを規定していた（召集手続きの詳細は当該府県の駐在官〈士官〉から管下郡区長に通達する）。1886年度鎮台出師準備書附録の「第何軍管何府県内召集布達兵丁到着日数表」（附録第1表）も，召集発令布達の順序を鎮台→府県→郡区と規定した。これに対して1886年陸軍召集条例の召集発令布達の順序は，充員召集の場合は鎮台司令官→営所司令官等（同時に鎮台司令官は憲兵本部長，北海道庁長官・府県知事，警視總監，大審院長，検事〈上席〉，に通知）→府県駐在官〈士官〉→郡区駐在官〈下士〉→郡区長→戸長→各兵とされ（第25～31条），道庁・府県には電信が発された。
- (27) 拙稿「1880～1890年代における徴兵制と地方行政機関における兵事事務管掌」『歴史学研究』第437号，6-7頁，1976年10月，青木書店。拙稿「在郷軍人会成立の軍制史的考察」『季刊 現代史』第9号，21-23頁，1978年9月，現代史の会。
- (28) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』1896年10月，総省第658号，660号，697号，所収。
- (29) 前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』乾1896年11月，総参第279号所収。東京都公文書館所蔵〈東京府文書〉中『陸軍召集条例』に編綴の「陸軍召集条例ノ範圍内ニ於テ規定スヘキ細務ノ要目」（1886年12月陸軍省印刷，活版）と「陸軍召集条例細則 東京鎮台」（活版，全46条。第4条削除）は，東京府の兵事事務担当者と後備軍司令官（又は府駐在官）との兵事事務の協議会が開催された場で配付されたものである。また，東京府では1887年10月に「陸軍召集条例施行細則」（全24条，1887年10月15日決定，同21日訂正）を制定し，府知事から陸軍大臣宛に，府第二部長から各郡区長等宛にそれぞれ送付した（前掲〈東京府文書〉中『明治二十年 普通第一種 本庁命令録 兵事課』所収）。
- (30) 参謀本部は出師準備を有効的なものとして成立させるために，陸軍省との協議を経て戦時の戦用品梱包及び輸送法の試験を1886年11月中旬に実施した（前掲〈陸軍省大日記〉中『式大日記』坤，1886年10月，総参第191号所収）。参謀本部の輸送法試験内容は，①試験方法としては，およそ，各駄馬には負担荷物の他に鞍具原品・飼養具・手入具及び3日間分の馬糧を負わせる，行軍終りの4日間は途中で積み荷のままで2時間駐在させる，工兵には「新案ノ工具」を携帯させて途中の道路を修繕し架橋材料の積卸をさせる，②行軍路程は東京・府中・小原・御殿場・小田原・藤沢・浦賀・長津田・東京とし，総里数は約78里とされた。

（函館校教授）